

狂犬病予防法等に基づく事務の手数料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市手数料条例（平成11年西宮市条例第34号。以下「条例」という。）第7条第3項及び西宮市手数料条例施行規則（平成12年西宮市規則第68号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく条例別表第1第77号及び第78号に掲げる事務及び狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）に基づく同表第79号及び第80号に掲げる事務の手数料の減免の取扱いについて定めるものとする。

(減免の対象等)

第2条 条例別表第1第77号から第80号までに掲げる事務が、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、規則第5条第3項に規定する特別の事由があるものとして、それぞれ当該各号に掲げる手数料を免除するものとする。

(減免の申請等)

第3条 前条に規定する手数料に係る規則第5条第4項の規定による申請は、狂犬病予防法等に基づく事務の手数料減免申請書（様式第1号）に身体障害者補助犬健康管理手帳等の写しを添付して行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、狂犬病予防法等に基づく事務の手数料減免承認（却下）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。